

ご 案 内

指定短期入所療養介護の利用料と個人負担金(在宅強化型)

群馬老人保健センター陽光苑
令和7年4月1日施行

◎ 介護保険給付による場合

基本サービス	区分	多床室	従来型個室
	要介護 1	902単位/日	819単位/日
	要介護 2	979単位/日	893単位/日
	要介護 3	1,044単位/日	958単位/日
	要介護 4	1,102単位/日	1,017単位/日
	要介護 5	1,161単位/日	1,074単位/日
各種加算	次の加算項目に該当した場合には、上記の単位数に加えて下記単位数が必要になります。		
	① 夜勤職員配置加算	24単位/日	⑰ 特定治療 医療行為算定額×自己負担率
	② 個別リハビリテーション実施加算	240単位/日	⑱ 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費
	③ 認知症専門棟加算	76単位/日	3時間以上4時間未満 664単位/日
	④ 認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位/日	4時間以上6時間未満 927単位/日
	⑤ 認知症専門ケア加算Ⅱ	4単位/日	6時間以上8時間未満 1296単位/日
	⑥ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	⑲ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ 51単位/日
	⑦ 緊急短期入所受入対応加算	90単位/日	⑳ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位/日
	⑧ 重度療養管理加算	120単位/日	㉑ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
	⑨ 若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	合計単位数の7.5%/月
	⑩ 送迎加算(片道)	184単位/日	
	⑪ 療養食加算(1食)	8単位/回	
	⑫ 総合医学管理加算(利用中10日限度)	275単位/日	
	⑬ 口腔連携強化加算(1月に1回を限度)	50単位/月	
	⑭ 緊急時治療管理	518単位/日	
	⑮ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100単位/月	
	⑯ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	

* 基本サービスと各種加算分の1ヶ月の合計単位数に地域区分7級地(前橋市)の費用基準
1単位＝10円14銭で算出した額のうち各利用者の負担割合に応じた額が 個人負担金となります。
(*)1円未満は切捨て

◎ 介護保険給付以外の利用料の場合(全額自己負担となります。)

サービス種別	利用料	内 容 等	低所得者の利用料			
			①	②	③-1	③-2
食 費	1,980円/日	朝食、昼食、夕食の食材料費と調理代	300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日
滞 在 費	多床室 700円/日	相部屋	0円/日	430円/日	430円/日	430円/日
	個 室 1,670円/日	1人部屋	550円/日	550円/日	1,370円/日	1,370円/日
特 別 食 費	おやつ代 ★130円/日					
	★ 実 費					
特 別 室 料	2人室 ★1,080円/日					
	1人室 ★1,651円/日					
日用諸雑費	150円/日	石鹸、シャンプー、ティッシュ、ペーパータオル、マスクなど				
教養娯楽費	150円/日	図書、折紙、模造紙、文房具、DAM(体操・映像・音楽・レク・回想法)など				
電気器具持込料	★ 21円/日	テレビ、ラジオ、電気毛布、アンカ等の使用者のみ				

- * 食費と居住費(低所得者の利用料)欄の
- ①は世帯全員が市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者
預貯金等合計額が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
 - ②は世帯全員が市町村民税世帯非課税で本人の合計所得金額、年金収入金額の合計金額が80万円以下
預貯金等合計額が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下
 - ③-1は世帯全員が市町村民税世帯非課税で本人の合計所得金額、年金収入金額の合計金額が80万円より多く120万円以下。預貯金等合計額が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下
 - ③-2は世帯全員が市町村民税世帯非課税で本人の合計所得金額、年金収入金額の合計金額が120万円より多い。預貯金等合計額が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下

- * 特別室料は居住費に上乗せされます。
- * その他、日常生活に必要な物品は、入所者の方の全額負担となっております。
- * 医療費について、当施設の医師で対応できる医療、看護につきましては介護保険給付サービスに含まれていますが、当施設の医師で対応できない処置や手術及び病状の著しい変化に対する医療については、併設の附属病院等での往診や入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担があります。
- * ★印については消費税が含まれています。